

質問時における資料等の使用について

1 趣 旨

言論の府である議会においては、質問は口頭によるのを原則としているが、これまで、質問の補助手段としての資料や現物の持ち込みが個々の議員の判断で行われてきたため、資料等使用の場合の取扱いを確認し、申合せにより手続きの明確化を図る。

2 対 応 案

	本 会 議	委 員 会
質問の基本	従前どおり口頭で行うことを原則とする	
例外的に使用できる資料等の範囲	図表、写真、現物等で言論で表現し難い場合に限って使用できるものとし、言葉で言い表すことが可能な資料（文章を記載した資料等）は原則として使用できないこととする	
使用する場合の手続き	①資料等使用の場合は、事前に 理事懇談会の了承を得る ②いとまがない場合は、議長に 申し出、了承を得る	本会議に準じる <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 理事懇談会を正副委員長会 等に、議長を委員長に読み 替え </div>
申合せの方法等	「理事懇談会での申合せとする」 ことで各派了承 ※現在は、「議会運営に係る主 な申合せ」に記載	「委員会運営に関する申合せ事 項」に記載 常任・特別…初回委員会で確認 予算・決算…初日の委員会運営 協議で確認
会議録等への記載方法	従前どおり「資料提示」とのみ記載 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 提示資料等はあくまで言論の補助手段であるため、質問の一部とは 見なされない。従って、資料の内容は記録にとどめない </div>	

※理事者が答弁で使用する場合は、上記に準じた取扱いとする。

議会運営に係る主な申合せ

(略)

2 発言の取扱い

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は口頭で行うことを原則とする。

ただし、図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料等を使用できるものとする。

イ 資料等を使用する場合は、事前に理事調整会議の了承を得るものとする。

ただし、その暇がない場合は、議長に申し出て、了承を得るとともに、事前に各派理事に連絡するものとする。

平成 28 年度 委員会運営に関する申合せ

(略)

6 その他

(2) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。

ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。